

午後2時06分開会

○はやお委員長 それでは、ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせて進めさせていただきます。

本日、欠席届が出ております。お一方、保科会計管理者、そして、笛木特命担当課長、両名とも、公務のための欠席でございます。

それでは、お手元に本日の日程をお配りしております。この陳情審査1件、そしてまた、報告事項4件、その他とこのように進めてまいりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、この日程で進めさせていただきます。

では、1の陳情審査から入ります。継続審査となっております、送付31-4、千代田区都市計画マスタープラン改定を住民参加型で進めることを求める陳情です。資料も出ておりますので、まず、執行機関から説明を求めます。

○印出井計画推進担当課長 それでは、前回の陳情審査におきまして、中間段階の意見聴取及び公聴会の実施方法について、検討状況を整理するという形でご答弁を申し上げました。そこで、本日は、参考資料としてお示しをしながら、公聴会の実施手法やその他についてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

参考資料をごらんいただきたいと思います。

1番目、目的でございますけれども、千代田区都市計画マスタープラン、都市計画に関する基本的な方針でございます。それに向けた都市計画審議会の中間のまとめについて、広く区民等の意見を聴取し、都市計画審議会の今後の審議、取りまとめに反映させることを目的とするというものでございます。

2番目、内容、いわゆる手法でございますけれども、2種類。一つが、意見聴取と呼称させていただいております。今回、俎上にのせるものにつきましては、都市計画審議会がこれまで議論をしてきた論点のまとめ、中間のまとめという検討状況の整理でございます。参画・協働ガイドラインにおけるパブリックコメントの定義とは、この意見聴取と趣旨が異なるということにつきましては、前回ご説明をさせていただいてご理解を賜ったものと認識しております。メールやファクス、書面等で中間のまとめに対してご意見をいただくものでございます。

それと、相互補完的に行いますのが公聴会でございます。参画・協働ガイドラインでは、意見交換会のカテゴリーの関連で紹介をされてございますけれども、公開の場で公述人より意見を聞くものでございます。

次に、3、実施期間でございますけれども、書面による意見聴取は、広報紙等による概要の掲載、並びに区の公式ウェブサイトでの全文の掲載後、11月上旬から下旬にかけてのおおむね3週間を予定しております。公聴会につきましては、当初の想定では、11月下旬に、区を中心ということで、区民ホールで1回、開催しようかということで準備や検討を進めておりましたが、前回さまざまにご意見をいただきました。それを踏まえて、区内3カ所で実施するという方向で調整をさせていただきます。いわゆる狭義の、狭い意味での公聴会に加えまして、若干ご説明と意見交換会的なことも含めて、会場の関係等もありますので2時間30分以内で開催いたしたいというふうに思っております。

開催の時間は、現時点では夜の開催を予定しております。

4番、申し込みの手段ですけれども、郵送、ファクシミリ、電子メール。書面等によるものということでございます。

5番、公聴会の公述の申し出でございますけれども、公述を希望される方は、事前に意見の要旨、氏名、住所等を記載した書面等を提出していただくということでございます。公述人につきましても、当初1回開催で予定しておりましたので、1回で10人程度を想定しておりましたが、今回、各会場5人を定員として合計15人とするということでございます。公述時間は、一人当たり10分といたしたいというふうに考えてございます。

なお、公述申し出が多数の場合につきまして、公正かつ適正に区は公述人を決定するということをしていただいております。これは、時間的・物理的な制限もありますので、そういう形で調整をさせていただきたいというふうに思っております。決定されなかった公述人の公述の申し出につきましては、そのまま意見聴取として取り扱うということといたしたいと思っております。公聴会の傍聴につきましては、先着順ということと考えてございます。

7番目、周知につきましては、広報紙、今、準備の関係で11月5日号を予定しておりますが、ここで、先ほど申し上げましたとおり、中間のまとめにつきましての一定程度の特集記事を予定しております。

それから、ウェブサイト、ホームページ並びに区の公式SNS等を活用するとともに、区内の掲示板など、区の広報媒体を最大限活用して、周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

資料に関するご説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいま執行機関のほうで、この陳情に対して、そして、その参画型、住民参画型ということで、さまざまなことを一つ一つ積み上げていただいた。それが今、結果が出ておりますが、この資料をもとに、委員のほうからの質疑、質問を受けたいと思っておりますので、お願いいたします。

○岩田委員 前回、周知手段についてご質問いたしました。で、そのときに、あらゆる区が持ち得る手段を使って広報するというので、この周知手段、広報紙、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、区内掲示板とこれだけがあらゆる手段でしょうか。私が提案した戸別の配付というのは、費用対効果という話もありましたけれど、あらゆる手段とそこまでおっしゃるんでしたら、戸別配付でそこまでやっていただきたいと思っておりますが、どうでしょう。

○印出井計画推進担当課長 広報の手段につきましては、前回と同様のご答弁になってまいりますけれども、区が今持っておりますあらゆる手段を活用しながらということでございます。

また、都市計画マスタープランというのは、都市計画に関する基本的な方針ということになります。そういたしますと、そのターゲットというのは、6万人の区民に限らず、地権者についても同様のターゲットになってくるかなと思います。それらを総合的に勘案しながら、今、区が持ち得るあらゆる広報媒体を使ってという形でご説明を申し上げたところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○岩田委員 そういうやり方ですと、結局また、知らなかったということになって、後になって、例えばですよ、あくまで例えば、区が、じゃあ、これでいいですねと思って計画

を進めていきました、その途中で、聞いていなかったということで急に反対運動が起こったら、結局は区がまた大変な思いをするんじゃないですか。それでしたら、もう最初から、これだけ知らせただから大丈夫だよというところまでやるべきだと思いますが。

○印出井計画推進担当課長 区が、区民の皆様あるいはさまざまなまちづくりの当事者、利害関係者の皆様にお知らせをしようとする施策、事案というのは、多種多様だろうなというふうに思っております。重要度につきましても、重要——優先順位が一方であるのかなと思います。

ご指摘のとおり、都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針ということで、まちづくりに関するビジョンということになっております。先ほど申し上げましたとおり、区民だけでなく幅広い地権者にも、この状況については知ってもらうという必要があるのは、委員ご指摘のとおりかなというふうに思っています。

ですので、我々としては、11月5日から都市計画マスタープランについての周知をするのではなくて、もう既に昨年並びに今年度4月から、白書をつくり、広報紙で毎月連載をしたり、並びにYouTube等で動画配信をしたり、あるいはSNSを活用しながらまちづくりに関心を持っていただく中で、都市計画マスタープランについての改定に取り組んでいるということ、継続的に粘り強く発信をしております。それを通じて、やはりそのそれぞれの地域のオピニオンリーダーの方々、まさに区議会議員の先生方皆様もそうだと思いますけれども、そういった方々のお力をかりながら、都市計画マスタープランの改定をしているということの周知を深めて、それで11月5日以降の中間のまとめの意見聴取並びに公聴会に臨みたいというふうに考えております。

○岩田委員 一例を挙げますと、二番町のあるテレビ局の建てかえの問題なんか、もう、1年以上前からそういう話があるにもかかわらず、まだ、詳しく知らないという方がたくさんいらっしゃるんですよ。ということは、周知の方法がよくないと。だったら、これ以上にさらにもう一歩進めてやるべきだと思うんですよ。結局は繰り返しになってしまいますけども、これじゃ足りないということなんですよ。区は、やっていますと言っていますけどこれでは足りない。まだ知らない人がたくさんいるということを知っていただきたいです。

○はやお委員長 ちょっとね、すみません。ちょっとこれ、かみ合っていない質問、答弁になってしまうので、ここのところ、ちょっと問題提起としては捉えさせていただきますけれども、ちょっとこのほかのところの内容につきまして、質疑、質問をまた受けたいと思いますけれども、関連でもいいですけれどもね。はい。よろしいでしょうか。

小枝委員。

○小枝委員 岩田委員がやったところの、区は努力していると言うけれども伝わっていないよねというのは、みんなが実感するところ。それは、この、ね、国全体の問題でもあって、これ、アメリカとかだったら、知らないままに自分たちのまちのルールを決めたら、これ裁判やられたら負けるので、だから、何が何でも、相手が眠ってたいと言ってもたたき起こして知らせるというぐらい、その参加、参画にお金と時間をかけるんです。で、そのやり方については、今度の9月15日の東京マラソンも全戸配付で手紙が入っていたから、まあ、一つのやり方としてはあるだろうと。だけど私がもう一つ言いたいのは、どうしてその出張所ごとの説明会みたいなものをやらないのかなということなんです。

というのは、都市計画マスタープラン、この20年間を今ここに過ごしてきて、平成10年から「歴史に育まれた豊かな都心環境を次世代に継承し、世界の人に愛されるまち、千代田」になろうと言って、この同じ目標に向かって歩んできた。で、ある面、住民人口はふえたけれども、ある人は固定資産税が高くて住み続けられないよとか、建てかえ費用が負担できなくて更新できないよとか、周りの名勝のノウハウがなくてできないよとか、いろんな悩みや具体的なまちの課題を持っているわけですので、それを抽出するというか、そういった問題を抱えた人たちに寄り添うのに、どういうやり方をしたらいいかということの、今、試行錯誤の一つとしてこの方法が、きょうは、前回よりは一歩進めて、公聴会のやり方をこのようにしましょうという提案が一つは出てきたと。

で、なぜ説明会をやらないんですかというちょっと質問のところに入る前に、ちょっとこの公聴会の区の考え方について少し確認をさせていただきたいんですけれども、3カ所でやりますよと。区民ホールでやろうと思ったけれども、区内3カ所と。これは、ごめんなさい、聞き漏らしたかもしれないんですけれども、ちょっともう一回、どんな場所で、夜間ということも言っていましたけど、どういうふうにやるというのがちょっとまだイメージとして浮かばないので、もう少し丁寧に言っていただけますか。

○はやお委員長　で、今、結局この3カ所というのが具体的にどこなのと。それで今、一つとしては、小枝委員のほうからすると、出張所単位でやったらどうなのと。だから、それをいろいろさまざま、伝統的に出張所単位で、今までいろいろ聴取してきたこともあるけれども、そういう話の中で、執行機関としてはこういうところに決めましたというところを答弁いただきたいと思います。

○印出井計画推進担当課長　全般、出張所ごとにというご提案だったのかなというふうに思っております。で、中間のまとめの段階、これについては資料で、特別委員会のほうでお示しをしたことがあるのかなというふうに思っておりますけども、まだ、地域別構想の骨格というところまで至っていないと。その前段で、広域的な23区を含む東京都市計画の中での千代田区の位置づけと、あと、千代田区と周辺の結節点、他区との関係の中でのまちづくりの考え方、さらには、千代田区の中でも、出張所をまたぐようなまちの動向も含めた地域の将来像などを中心にお示しをしているところなのかなというふうに思っております。この段階でございますので、前回もたしか木村委員のほうからご質問あって、なかなか一致は見られなかったんですけれども、今の段階では、おおむね、いわゆる旧麹町区のエリア、それから旧神田区のエリア、それから旧麹町区なんですけれども、いわゆる大丸有のエリアというような三つのエリアを想定しながら、それでいて、今、具体的に候補の場所を申し上げてもいいんですけれども、要はある程度のキャパシティが確保できるようなところをちょっと検討しているというところでございます。ちょっと調整中なんです、具体的にそのまま決まるかどうかですけれども、今検討しているのは、麹町エリアであればカスケードホール、それから神田エリアであれば岩本町の、何だっけ……

○小枝委員　ほほえみ。

○はやお委員長　ほほえみ。

○印出井計画推進担当課長　ほほえみプラザ。すみません。ほほえみプラザ。それから大丸有エリアでは日比谷図書文化館というようなところで、できるだけ多くの方が公開のそういった公聴の場に参加できるような形で検討しているというようなところでございます。

○はやお委員長 で、すみませんね。結局は、じゃあその3カ所を考えているよということで、今、あくまでも中間のまとめだからあれなんだけど、地域別にさらにブレークダウンするときにはより細かく考えるということで、今回の中間のここについては3カ所ということなの。もう一度そこ、もう一度答弁して。

○印出井計画推進担当課長 今、委員長のほうでご整理いただいたところでございます。少しこの中間のまとめの段階では若干冗長な説明になってしまいましたけれども、周辺あるいは区の中での、割と広域的な中での将来像の共有ということを中心に置いております。そうはいつでも、ということでございます。

この次の段階、地域別構想の粗々な素案が出てくる、素案に向けた整理が出てくる段階におきましては、今ご指摘ございましたように、出張所というか、大丸有も入れると7地区になるんでしょうか。そういったところでの説明会なり公聴会なりということは念頭に置いて、今後、準備を進めたいというふうに思っております。

○はやお委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 説明会なり公聴会というふうにおっしゃったんですけど、説明会をやって公聴会をやるというふうになりますか。もう、一発、公聴会なんですか。そこはやっぱり、周知というときに、このことについての話が、まあ、この間、区役所で1回、討論会をやりましたけれども、あれも来ているのはやっぱり40人ぐらいですし、やっぱり自分たちのまちのこと、今まあ、これから――これの、これまでの20年を振り返り、これからの20年をしっかりと方針立てするときなんだよということ、ちゃんと知ってもらう場が必要だなというのは、私は繰り返し言っているんですけども、そこは。まあ、ただ、これから公聴会って、今、令和元年11月でやりますと。それから、さらにもう2回はやるという段取りになっていて、法律上は現段階ではやらなくてもいいけれども、たしか丁寧にやるというふうなことなんですよね。だから、そういう点では、非常に入り口に入っていく、まちとの対話の始まりに入っていく重要なところなので、それが、説明というプロセス、質疑応答みたいなのがなかったりして入っていいのかなということが1点と。

その上で、先ほどの説明だと、数を切っちゃうというのもどうなのかなと。それで、5人だけはしゃべらせてあげるけど、10分間しゃべらせてあげるけど、あとは、もう紙だけでというふうになってしまうと、そうすると、やっぱりこの委員会でも以前にやっていただきましたけれども、こういう場に出てきて発言をする重みというのはあると思うんですね。で、紙だけ出すということになると、今はネットの時代ですので、やっぱり、なかなかこう、じゃあ、例えばコピーで事業者が出しちゃうみたいなことだって、その中に、幾ら声を上げて、拡散されてしまうということだってあると思うんですよ。

だから、本当に、もう、やむにやまれずこの発言を私たちはしに来たんだというそういう人たちの思いというものを、そこの重みを考えれば、これは件数は、まあ3カ所か6カ所かというのは、現段階では皆さんの考え方と調整をさせてもらえばいいと思いますけれども、その上で数はやはり、公述するということは非常に重いことですので。私も前に丸の内案件でやったことがありますけれども、1人で10分、あっという間に終わっちゃうんですよ。そうすると、何人かでやって本当にリレートークになるんですね。やっぱりちゃんとここは、もし3カ所なら3カ所で、丁寧に、取りこぼしなく公述をとっていくという

ことは、せめても必要なんじゃないですか。

○印出井計画推進担当課長 今回、その公聴会という形の名称で説明をしておりますけれども、いわゆる都市計画の手續の狭い意味での公聴会ではなくて、都市計画マスタープランというのは都市計画ではないので、それに準ずる形で公聴会という手法を、少し拡大して展開しようというふうに考えております。ですので、2時間30分という形で案をお示ししてございますけれども、その中に、この中間のまとめについての説明とそれに対する質疑という時間も一定程度とるようなイメージでおります。

ただ、今回の公聴会は、先ほどスケジュールの概略を申し上げたとおり、公開してから一定期間、2週間程度置いてから実施をしますので、ある程度そのテキストベースではしっかりごらんいただける時間的余裕があるかなというふうに思っていますが、それにさらに補足をして、当日、概要の説明と、それについて疑問点があれば質疑というような形も踏まえたことで、そうするとトータルで2時間30分ぐらいなのかなというふうに思っていますので、その全般の説明プラス質疑の時間と、その、何というんですかね、いわゆる狭い意味での公述、公聴会の時間との割り振りの中で、今5名ということで限定的にお示しをしていますけれども、5名程度という形で記載をする中で、その申し込みの状況に応じて臨機に対応するというところもあるのかなというふうに思っております。

ただ、一定程度の上限を決めておかないと、要は、非常に公述人が多くなって、単純に抽せただけで言うと、同じ意見を全部聞くというようなことになってしまうというような場合もございますので、少数意見も反映させるという意味合いで言うと、やはり一定の定数をとりながら少数意見にも配慮した公述人の選定の仕方というのがあるのかなということで、今、そこまで細かくは詰めていないんですけれども、やり方も含めてさらに検討をしているところでございます。

少し冗長になりましたけれども、人数については、それらを踏まえて若干検討する余地はあるかなというふうに思っています。

○小枝委員 なるほどね。その辺は、ぜひ、やはり区民に関心を持ってもらいたい、そして意見を言ってもらいたいという行政の思いをしっかりと踏まえて、生の意見をたくさん言っていただくような方向で、調整をさらにしていただきたいというふうに思います。

つまり、1回だけではなくて何回かやってもいいんじゃないですか。4万4,000世帯でしたっけ、千代田区って、あるんですって。まあ、違つかもしれないけど、4万世帯以上ある、と。で、先ほど地権者もと。確かに都市計画は地権者もそうなんですけれども、やっぱり住む、住み続けられるということを考えれば、住民の発意ということを重く考えていくというのが行政のあるべき立場だと思うので、その利害対立、売って出ていってしまう人やできるだけ高く売りたいという人の利害と、それから住み続けたいという人の理解を全くイコールで捉えては、まちづくりというのは成り立たないわけですし、もう今の300メートル、何百メートルって飛び交っているさまざまな都心のまちの状況の中で、学校もインフラも、地下鉄の駅の状態ももたないということがやっぱり明らかになっているわけですから、そこら辺は、やっぱり住み続けたい、だけれどもこれが困難だよという切なる思いを一つでも多く酌み上げて、まちを守る意識を吸い上げていくというそういう場。場ですよ。だと思うので、数においては生の意見を多くとれるように、日にちにおいては、3カ所でもいいから必要に応じて何回でもやれるように工夫をしながら、私は、

基本、公聴会をこの段階でやるというやり方には、いささかその、議論の場にはならないので疑問がありましたけれども、流れとしてこうなってきていますので、では、初期段階でよりよい丁寧な公聴会をやっていくという知恵出しについては、行政は柔軟に対応してほしいというふうに思うんですけど、いかがですか。

○印出井計画推進担当課長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、人数については、定数として決めるというようなところでの運営上の制約もあるんだろうなというふうに思いますけれども、今5名として決め打ちということではなくて、例えば一定程度幅を持たせて、できるだけ公述を希望されている方に対応するような形で決めたいと思っております。ただ、やはり時間的な制約、あるいは逆に、一人当たりの公述時間を減らしたほうがいいのかということもあるのかなというふうに思っていますので、そのあたりも踏まえながら工夫をしていきたいというふうに思います。

○はやお委員長 はい。

桜井委員。

○桜井委員 前回から今回にかけて、より具体的な話が出てきて、わかるようになってきました。ちょっと確認をまず先にさせていただいた上で質問したいと思えますけど。

公聴会で、公開の場で公述により意見を聞くということで、5名程度を考えているというような話ですよ。それで、この5番のところ、公述を希望する方は、意見の要旨、氏名、住所等を記載した書面等を提出するということをお願いして、その中から5名程度の方を選んでいくということによろしいんですか。

○印出井計画推進担当課長 はい。桜井委員ご指摘のとおりでございます。

○桜井委員 今回、都市計画マスタープランの中間のまとめに対してのご意見をいただくということで、で、非常にこのご意見の幅というか、非常に幅広いいろんな意見が出る。それは一つ一つ同じ意見ではなくて、いろんな項目も恐らく出てくるんだと思うんですね。それで、ましてや地権者、住民の方、地権者の方、それ以外の対象の方も、恐らく参加をされるんでしょうから、非常にその参加をされる方も、非常に幅広い意見が出てくると一参加されるという中で、果たしてその5名の方を、一応、案としてね、5名程度の方を、区のほうが選出、選ぶに当たって、そこのところが、余りにも幅広く、対象も幅も広い中で、果たして、なるほどこういう方が選んでよかったねというようなことがわかっていただけのような選出の仕方ができるんだろうかという、ちょっとそんな心配をしました。そこら辺はどのように考えていらっしゃるんでしょう。

○印出井計画推進担当課長 桜井委員ご指摘の点は、我々のほうでも、運営上についてどのようにしていくかというのは、内部でもさまざまな検討をしているところでございます。この公述を事前にいただいて、そこからある程度カテゴリー分けをして公述人を選ぶということについては、先ほども少し申し上げたんですけども、たまたま、たまたま例えば抽せん等で選んだ、全員が同じような意見になるようなことがあるのであれば、少数の意見も公述をしてもらうような形での調整ができないかというところで考えております。こういった形での公述概要を分類して、その分類の状況に応じて我々のほうで選ぶということについては、まさにその一定程度限られた人数の中で、多様なご意見を公述してもらうということを狙っているところでございますけれども、ご指摘のように、恣意的な形でのセレクション、選定が働くんではないかというようなご心配も、もしかしたらあるのかなと

いうふうに思っていますが、それらについては、そのまま公述概要として、公述として書面で公開をするので、いわゆる区が、何ていうんですか、恣意的に、この意見はちょっと区の方から違うから公述をさせなかったとかということについては、事後に検証ができるような形にしたいというふうに思っていますし、公述概要にとどまってしまった方については、例えば本来、自分が公述をするときに用意していた原稿をいただくとか、そういうような方法もとれるのかなと。その過程の中で、区が何か意図的な選定をしたということがないような形で、説明責任を果たせるのかなというふうに認識しております。

○桜井委員 はい。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○木村委員 主に地域別構想の段階になってくるんじゃないかと思うんだけど、都市計画運用指針、国交省の指針がありますよね。そこでどうやって住民の意見を反映させていくのかという必要な措置ということで例示しているわけですよ。で、それを見ると、地区別に関係住民に対しあらかじめ原案を示して、十分に説明して意見を求めると。これを積み上げて基本方針の案を作成する。さらに公聴会、説明会の開催や、広報紙、パンフレットの活用、アンケートの実施等を適宜行うことが望ましいと。で、これは、公聴会でですよ、いろいろ説明会で説明をする、と。その事前の段階が重要だと言っているわけですよ。地区別に説明会を行い、そしていろいろ声を聞いて、それで基本方針案に反映させていくと。で、公聴会を進める。

つまり、この陳情書も、双方向型ということをおっしゃっています。つまり双方向型というのは、事前の地区別の、地域別の説明会で、意見を住民の方が述べて、それがきちんと基本方針案に反映されて、この積み重ねだと思うんですよ、双方向というのは。ですから、そういう段階を経て出てくるのが公聴会で示される案であって、そう考えると、先ほど小枝委員も言われたけれども、公聴会の、特に地域別の場合ね。公聴会の前の段階の説明会、これが重要じゃないかと。そこで説明をし意見をもらい、そしてそれを案に、こう、一つ一つ取り込んでいくと。やっぱりこの積み重ねというのをやった上で公聴会というのが、これが本来の進め方じゃないかと。この地区計画の、都市計画の運用指針を読むとね。やっぱり地域別のほうが意見も、まちの方、住民の方は、言いやすいでしょうから、次の段階では、こういうやり方で住民の声の反映による措置として、こんな形の取り組みというのを進めたらどうかと思うんだけど、いかがでしょう。

○印出井計画推進担当課長 今、木村委員からのご指摘、都市計画運用指針の中に記載されていることをご紹介いただいたのかなというふうに思っております。まさにその趣旨に沿って、これから取り組むことになるというふうに思っていますが、今この11月の段階につきましては、ここに示されている原案のさらに前の段階というふうに、我々は認識をしております。都市計画審議会に諮問をし、その答申を受ける前の段階で都市計画審議会のほうにフィードバックする意味で、途中の論点整理について、もう一段、区民の皆様の意見を承って、それを今後の都市計画審議会並びに部会の議論に反映していくということになってくるのかなと思いますので、何回もご答弁申し上げたかなと思いますが、これからもう一歩進んで、地域別の構想などが示されてくるプロセスにおいては、都市計画運用指針に定められたようなことに準じて、取り組んでまいりたいというふうに考えておりま

す。

○はやお委員長 いいですか。

林委員。

○林委員 まず確認からなんですけれども、3カ所で公聴会、まあ公聴会的なものをやるという形なので、それぞれ住民の数と地権者の数というのは、3ブロックでどれぐらいのイメージなのかなというのを確認させていただきたい。それぞれ——ごめんなさいね。大手町・丸の内・有楽エリアで日比谷図書文化館でやる、と。ここに住民がどれぐらいおられて、地権者がどれぐらいの数なのかなと。大体ですよ。で、あわせて麴町のほうも、住民の数がこれぐらいで、地権者がどれぐらいいるのかなと。神田もそれぞれ、どれぐらいを想定されて3カテゴリーに分けられたかという根拠をお聞きしたいんです。

○印出井計画推進担当課長 そのあたりというふうな、まさに冒頭、岩田委員、小枝委員からありましたけども、この改定のプロセスがしっかり周知されて、関心を持っていただくこと等にも関係をしてくるのかなというふうに思っております。

一方で、その都市計画マスタープランが、今後の都市計画の運用に対する影響を踏まえて、権利のある方々にとって関心の高いような状況もあるのかなというふうに思いまして、我々のほうでも、なかなかちょっと想定しづらいところがございます。区民館等でやりますと、ある程度2桁のレベルかなというふうに思っているところがございますけども、今回については3桁の参加があっても対応できるような形で、今、会場のほうは想定しておりますけれども、じゃあ、具体的にその区民、地権者が何名というのは、大変恐縮ですけれども、今の段階では、なかなか我々のほうでもイメージできておりません。申しわけございません。

○林委員 わかりました。対象者がどれぐらいおられるのかによって、今後の公聴会を開くに当たっても、こう、論点整理ができてくると思うんですよね。大丸有地区は、地権者なんでしょう。きっと大きな方しか持っていないんで、個人はほとんど持っていないんで、こんなイメージなんだろうなと。で、麴町地域に行くと、富士見の再開発が進んでいるエリアと、住宅、一軒家があるところですか、それぞれ地域課題が別ですから、住民はこんな形、地権者はこんなご意向というのが出てくると。で、今の段階で、地権者の数等々、なかなか精緻なのは出てこないんでしょうけども、今後、この委員会にも報告をしていただきたいと。

あわせて、今回の公聴会をやるに当たって、効果を、どういうものを期待しているのかなというのを確認したいんですよ。論点が、さまざまな論点を出す論点出しなのか、それともある一定の方向に行くのかなと。簡単に言うと、高い建物を建てたほうがいいじゃないかという意見の公述人と、いやいやいや一軒家のほうがいいんじゃないかと、庭つきの。風致地区みたいな。とかという論点整理を期待しているのか、どういうものを、効果を期待しているのかなと。この3カ所をやることによって。

で、今までの答弁の中で、それぞれ公述を申し込まれた方のどんな意見なのかなというのを、一定の取りまとめを資料としてやるというので、大体こう、まちづくりに当たって、こんな形で進めていきたいというのは、ご意見のある方の意向というのはある程度パーセンテージできると思うんですけれども、この効果というのを何を期待されているのかというのを説明していただけますか。

○印出井計画推進担当課長 今回、その公聴会並びに意見聴取の効果ですけれども、まさに都市計画審議会で、ほぼ1年ぐらいかけて、千代田区に関するこの前回の都市マス策定以降の社会、経済、都市、人の動向の変化、そういった状況をデータとともに議論をしてきているところでございます。その中で、今における課題意識、20年前と今における課題意識の変化、変容、それから、いわゆる、かつては縦割りの中でさまざまな分野が整理されて取り組まれてきたところを、課題横断的に取り組んでいく必要があるのではないかといった分野別の取り組みの考え方。さまざまこの中間のまとめの中で、課題認識と今後のまちづくりの進め方についての考え方、そして、その新たな要素に対する対応について示されているところでございます。そういったものについて、課題認識、状況把握というものが、区民、地権者の方々にとって、例えば整合しているのかどうか、足りているのかどうか、少し行き過ぎじゃないのかどうかと、そういったものをフィードバックをしていただければなというふうに思っております。

特に、今の都市計画全般ですけれども、何回か当委員会でもご答弁申し上げているとおり、地区計画にしても、開発諸制度を活用するものについても、住宅の量を誘導する都市計画というようなことになってございます。この20年間の状況を踏まえて、そういったところについてどうなんだろうかと。住宅を誘導するような形から、何か違うものを誘導するような形についてどうなんだろうかと。それから、防災についてもそうだと思います。そういったことについての都計審におけるこれまでの議論について、足りないところ、あるいは方向が違うところについてのご意見をいただきたいというふうに思っております、それを次の答申に向けた議論の中で、区民、地権者等の意見として反映をしていくということが一つの効果、狙いだというふうに考えております。

○林委員 まあ、何とかなくわかったようなわかんないようなんですが、要は、賛否が分かれるようなものを、論点出しを洗い出すんだとしたら、5人だと奇数になってしまって選ぶ行政のほうも大変なんで、簡単に言うと地権者の高いものをやったほうがいい、いやいやいや、もう高級感ある低層なものがいいよというのと、いやにぎやかがいいとか、いやいや静かがいいとかと偶数のほうが選びやすいんじゃないのかなと、公聴会をやるに当たって。こう、まとめてくるんだったら、奇数でもいいかもしれないんですけど、論点を確認するんだったら、5人程度と言っていましたけども、6人ぐらいでそれぞれのターゲットを区のほうで今回聞きたいのをやって、賛否それぞれを確認していくというやり方になると、今回、都市計画法の公聴会ではないけれども、いろんなご意見を聞いていくという場面においては、そのほうが有効なんじゃないのかなというのは思いますけれども、何で5人になったのかなというのが、ちょっと違和感があるものですから、その辺の説明をしていただけますか。

○印出井計画推進担当課長 5人について具体的な根拠ということは実は余りなくて、当初10人でやっていたところを3会場でやると。それで時間を見たときに、5人程度かなというふうに思っております。今、林委員からご指摘いただきました、例えば、一つ、今後の千代田区のまちづくりについての大きな考え方の方向性とか方針というのが、これを言うと語弊がありますけれども、開発についての考え方の違いということが多分あるのかなというふうに、今のご指摘の中で私もそう認識をしました。そういった大きく分かれるものに対して、先ほど申し上げたとおり人数が多い場合、肯定的、否定的というようなこ

とも含めて、偶数にというのは、今聞いて非常に腑に落ちるところがありましたので、そのあたりも含めて検討させていただきたいなというふうに思っています。

○林委員 じゃあ、最後に。

○はやお委員長 はい、林委員。

○林委員 そんたくしていただいてありがとうございます。できればね、どんな意見を聞きたいかというのは、行政のほうでも都市計画審議会でもあると思うんですね。ここをターゲットで、いろんな、聞いてみたいなということがあるかと思うんで、そこに位置づいた公述人のを聞いていただければ、より有効な機会になるのではないのかなと思います。

最後に、いろいろ冒頭であった、委員長が仕切られたんですけども、周知方法なんですけれども、これまでもたしか、前期の企画総務委員会でさまざまな意見あったんですけど、ここに挙げられた広報紙——広報千代田、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、区内掲示板。これとあわせて、マンション理事長連絡会とか、それぞれ個々のご協力していただけたところに、まちみらい千代田の外郭団体のほうから、まあ、マンションに1カ所ぐらい掲示していただけないでしょうかとか、あるいは、何だったら印刷物をやりますんで、管理組合のほうで戸別に配付していただいて結構ですよとかというところまで、お金をかけるというよりも全体的な、やっぱり総体として聞かなくちゃいけないのは物事を決めるときですけれども、お話、今までの説明のやりとりを聞いていると、やっぱりその前さばきの段階の、今回の公聴会というのはキックオフなので、そういった、ちょっと既存の団体を活用しながら、工夫しながらコミュニケーションをまちみらい千代田ともとっていったり、管理組合ともとっていったりという手段もあればいいのかなと思って。なかなか、役所らしくない、普通だったら7番のところで区内掲示板等と入れたりするのが入ってなかったんで、入っていればそれできっと答えられるんですけど、その辺もちょっと努力をされていったほうがいいのかなというのを思うんですけども、これもそんたくしていただければ助かるんですが。（発言する者あり）

○印出井計画推進担当課長 ちょっと、そんたくと言われると、ちょっと答弁しづらいんですけども、ただ、マンション連絡会については、ちょっと念頭にはありましたが、確かにこの「等」という形で示してはおりませんでした。場合によっては、本当に具体的にお示しをしてもいいぐらいな媒体かなと——媒体というか、伝達の一つのルートかなというふうに思っておりますので、具体的に調整をさせていただきたいというふうに思います。

○はやお委員長 うがい委員。

○うがい委員 皆さんの意見の中で、取りこぼしちゃいけない、知らなかった人がいちゃいけないとかそういったこと、あるいはその地域別の格差、あるいは疑念ということを考えてときに、これをきっかけにするのであれば、事前の周知だけじゃなくて、その限られた傍聴の人数になってしまうのが、何やらその制約になってしまう気がします。全戸に配付されて、行きたいんだけど、その日がたまたま合わないとかという人を拾う意味でも、後で紙というふうな方法だけでなく、多少この、前回これはどこでしたっけ、ライブ感のあるような動画だとか、そういった、ここでこんなふうな話が盛り上がっているということを示すような、そんな周知方法って、実際の後の、そのときのこの方向を示すような周知方法というのは、取り入れられるんでしょうか。

○印出井計画推進担当課長 今、うがい委員のご指摘でございます。1点目は、先ほど申

し上げたとおり、傍聴も含めてできるだけキャパシティー、収容人数が多い会場を今検討していると。多くいらしていただけるような会場を、今、検討しているというのが一つと。

あと、もう一つは、前回6月11日に行いましたまちづくりのトークイベントについても、取材を受けた対象メディアの中に、ライブでは放映はしなかったんですけど、そういったメディアもございましたので、その辺については検討したいなというふうに思っておりますけれども、多分その、例えば区の広報媒体も含めて、なかなかこうライブで、今、実況しているというものは、ちょっとないのかなというふうに思っております。ただ、今、そういう手段が非常に手軽にできるようになったというような時代ではあります。しかしながら、この区全体の中で、こういった会議についての情報発信のあり方というのが多分あるのかなと。ちょっと、役人の答弁になって恐縮なんですけれども、そのあたりとのバランスも鑑みながら、そういった取り組みができるのかどうか検討させていただきたいと思えます。

○はやお委員長 はい。いいですか。

え。あ、木村委員。

○木村委員 いやいや、まとめじゃなくて……

○はやお委員長 いいですか。ちょっと確認だけしようかなと。

○木村委員 あ、じゃあ、いいですよ。

○はやお委員長 今、確認したい事項があるのが、まず一つは、意見聴取ということで、書面では、公述人でなくても、先ほどの話からすると、きちっと書面化して、みんなに周知しますよ、それはやるのかどうか。

あと、このもう一つのところで確認をとっておかなくてはいけないのが、やっぱり本来であれば、都市マスタープランというのは、こういうスタイルでの、公聴会スタイルでなくていいものを、公聴会のスタイルをしながら意見交換という新しいものもオプションでつけるよということでもいいのか。で、それであるならば確認したいのが、2時間30分やるこの詳細、内訳、どのような時間単位で。つまり、皆さんのいろいろ言うところ、数のところが充足しているとか充足していないというのは多少あると思うんですけども、このところの、私は見ているのは、公聴会の中に意見交換会というのを入れているというところが、いいこと、みそだと思うんで、そこはもうちょっとアピールして説明していただけますか。

○印出井計画推進担当課長 前半のお話につきましては、資料の5の公述の申し出の最終行にありますとおり、公述人として決定されなかった公述人の申し出については、意見聴取として取り扱うということでございますので、これについては承って、こういった意見があったよということを開示するということでございます。

後半につきましては、意見交換、千代田区の参画協働ガイドラインの中で、公聴会というのが一つ、コラムとして紹介をされているんですけども、意見交換のカテゴリーの中で紹介をされているという経緯がございます。ただ、この意見交換というのも、何かここで、平場でこの案を固めるというよりも、我々のほうで説明をして、それについて何かご質疑があればお答えをするというような、そういったような意見交換を考えております。

公述人が、当初5名10分でございますので、もろもろ合わせて1時間、で、その他そういった質疑、説明等質疑応答1時間、そのほか、運営上のバッファで30分みたいな、

そんなイメージでおりますが、きょう、公述人の数についての検討についてご意見がございましたので、そのあたりをもう一段、精査をさせていただきたいなというふうに思っています。

○はやお委員長 あと。

木村委員。

○木村委員 都市計画マスタープランについて、住民参加で、より議論・検討していくと。で、ちょっとそれに先立って、一つだけどうしても確認しなければならないことがあるので、質問させていただきます。

ある週刊誌が、日テレの再開計画について取り上げていました。で、その中で、その協議会関係者の言葉というのが紹介されているんですよ。これ、担当はどなたかわからないけれども。で、去る7月中旬に関係者の会合が開かれたと。その席で日テレが二番町の新しい計画図を示したんですが、ビルの高さは100メートルに下げられていました。これは、区としては承知されていらっしゃるでしょうか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 その件に関しては、区としては承知していない話でございます。

○木村委員 区は直接確認されましたか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 すみません。直接という意味では、日本テレビ側の関係のコンサルタントにちょっとお聞きして、そういう事実はないということで聞いております。

○木村委員 100メートルに下げるということはない。

で、そもそもマスタープラン、あるいは地区計画ということについて、こういった話が出てくるわけですから、やはり日テレさんにも、改めて地区計画とは、都市計画とはというのをきちんとご理解いただくよう、区としても働きかける必要があるんじゃないかと。地区計画というのは、その一定の地区の住民や地権者の皆さんがまちづくりのルールを決めると。そのルールに従って、そのエリア内の事業者は計画をつくるんですよ。だから現行は60メートルだったら、60メートルの計画をつくるんだったら、恐らく住民の方も何も言わないでしょう。一つの企業の開発計画に沿ってまちづくりルールが変えられるのは、あり得ない話ですよ。そういうものじゃないんだと。根拠がないということだったらご理解していただけるのかどうか、していただいたと思うんだけど、こういうのが公になっているわけですから、改めて区として日テレさんのほうに、地区計画とはこういうものなんですよと。ルールに従っていただくものなんですよということを、やはりご理解いただくように働きかける必要があるんじゃないかと。いかがでしょう。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 引き続き、日本テレビの関係の方には、地区計画についてどのように考えているかという確認は、引き続きしていきたいというふうに考えております。（発言する者あり）

○はやお委員長 ちょっと休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時01分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

都市計画マスタープランの今回のところのこの陳情につきましては、何でもこの住民参

加型で進めることということになっております。で、さまざまに各委員のほうからお話がありましたように、周知方法について、まず意見がありました。で、今できることもいろいろあるよねということですので、一度持ち帰っていただきまして、言った言わないとか、「等」で丸めるだとかではなくて、しっかりこの周知方法については、こういうふうにするということを整理していただきたいと。そして、もう少しこの意見交換というやり方をどういうふうにするのか、こういうところがいろいろな住民の参加型で進めてもらいたいということにもなると思うので、この意見交換ってどういうやり方するの、というのをやっていただきたいと。

そして、ここはあくまでもずっと議論しているんですけども、中間のまとめ、あくまでも生煮えの状態のこのところだけ議論しているんですが、最終的なこの都市マスタープランを決定するに際しての、これも当然のごとく公聴会スタイルでやるんですよ。まあ、それは後で確認して。で、それをやるということであれば、そのやり方、そこまでもきちっと、どういうふうにするかということ報告いただいて、そういう形の中でもう一回、各委員のほうと、この取り扱いについてもどんどん確認しなくちゃいけないかなと思っておるんですけど、いかがですかね。こんな、まだもう、大分詰まってはきている、中間のまとめについては。でもまだ、地域別だとか、どういうふうにしていくんだということが、やりますやりますのところでは、ちょっとこの陳情者にお返しできるような状態ではないので、もう一回、その辺の先ほどの指摘したところについて整理していただくということで、もう一回やるということはどうでしょうか。いいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。ちょっとそういうことで、持ち帰っていただきまして、再度この陳情について進めていきたいと思っておりますので。

何か。休憩。（発言する者あり）はい。

じゃあ、小枝委員。

○小枝委員 すみません。再度の場において、もう、定例会も近いですので、都市計画審議会——委員会に入っていない方には申しわけないんですけども、非常にプロセスとして重要な部分なので、どうしても欠落している部分について、ちょっと宿題というか、ちゃんと答えていただきたいというのは、都市計画審議会の中で幾つもの論点がありますけれども、容積緩和路線で、そのインセンティブでもってまちをつくっていくという方向以外の方向がとりづらいというその問題提起に対して、都計審の会長さんが、その部分は具体的に抽出、意見をちゃんと取り上げて、建物の適切な更新というところの施策について具体的な記述が書けないかという問いをしているんですね。で、それに対して行政のほうは、なかなか答えられていない。まあ、簡単に答えられる話でもなかりうとは思っておりますけれども。

今、現状、神田でも起きている非常に危機感を募らせる状況というのが実際はあって、20年前はいろんな、危機感の上で理想を語ることがすごくできたんですけども、今こう、規制緩和が余りに行き過ぎていることによって、その理想を語ることが困難な状態というのは、もう20年前の比ではないという実感をしているんです。ということは、それに対して、全部が容積緩和したら、住宅だけに限らずオフィスでもそうです。インフラがパンクするので、であれば、一定程度、低容積、低層、あるいは現状維持的な建てかえ、

もしくはリノベーションする方に対してのそのインセンティブ、思い切った支援メニューというものを考えていかないと、区でできることは区で、区でできないことは国へという形でやっていかないと、例えば、そういったお行儀のいいものについては仮住宅、仮店舗を提供するとか、地域ごとに。あるいは、容積を150使っていても、60でやっても、あるいは20でやっても、税金は一緒なわけですよ、土地に関して。そういうふうな部分についての要求項目をまとめるとか。先生方がどういうことをイメージして、具体的な記述を書けないかというふうにご指摘してくださったのかわかりませんが、千代田区が、とにかく前人未踏の建てかえの最先端を行っているわけですから、これについて、一定程度、容積拡大型でないインセンティブというものをつくっていかない限りはということにおいては、先生、会長さんのご指摘くださった部分と一致していると思うので、それがなくて、どうぞ意見を言ってくださいと言っても、やっぱり、まあ困っているということ聞き取るのはいいですが、それに対して行政としても、しっかりと景観とか、環境とかを踏まえて応援していくという姿勢は持っているというところは示していただきたいなというふうに、まあ意見を聞くのが先か、行政が考えるのが先か、あるいは同時並行なのかというのはありますけれども、そのところは流してしまうと、後半になったら意味がないので、ぜひ、宿題として何らかの提示をしていただきたいというふうに思っています。

○はやお委員長 ちょっと今、住民参加型でね、住民参加型でのこの方法論の話で……

○小枝委員 ……違う。うん。違う。

○はやお委員長 ちょっと別枠。

あと、何かというと、いろいろなそういう今までのインセンティブということで、再開発法だとかいろいろあると。でも、このところが都市マスタープランの中に制度のところまでは入れないんであれば、そういうことを検討するということは一文入れていくということは、もう一回都市計画審議会でも話が出ていますので、ここは内容のところちょっとかなり踏み込んでくるので、そこを踏まえて進めていくということによろしければ、それで答弁していただいて。はい。

○印出井計画推進担当課長 小枝委員ご指摘のとおり、都市計画審議会並びに部会の議論の中でも、これから先、20年というスパンだけじゃなくて、さらにその先を考えたときに、容積インセンティブだけで持続的な都市が実現できるのかということについては、都市計画審議会部会でも、論点としては提起されております。ただ、そういった論点提起をされた先生方でも、今、現実はこの段階で答えを持ち合わせているのかということ、そういうことでもないということでございます。

また、今、委員長からありましたとおり、それを解決するためには、法律や新たな都市計画の制度、そういったものも必要になってくると。区の中では取り組めないところもひとつあるのかなというふうに思っております。しかしながら、そういう論点提起をされた中で、これから20年、さらにその先を考えるに当たって、一つの今、宿題というご指摘を受けましたけれども、今、我々としても、さまざまなこの老朽化した建物が集積し、土地の高度利用が進む千代田区の中で、これが解決策だ、方向性だという答えは持ち合わせておりませんけれども、まさに都市計画マスタープランの中で、有職者、それから議員選出の委員の皆さん、区民の皆さん、それから公聴会等々を通じて検討していく大きな論点だということについては、しっかりと認識をしていきたいというふうに思っています。

○はやお委員長 はい。

それでは、よろしいでしょうか。先ほど言ったように、この送付31-4、千代田区都市計画マスタープランの改定を住民参加型を進めることを求める陳情につきましては、継続という取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、継続という取り扱いで進めさせていただきます。